当選後の手続き

資格審査

抽選の結果は、当落にかかわらず「抽選結果通知票（郵便はがき）」（電子申請の場合はマイページ及び電子メール）で通知いたします。
当選された方は、次のページの「入居資格審査チェックリスト（提出用）」で必要書類を確認し、次の提出先に**「入居資格審査チェックリスト（提出用）」を同封のうえ送付してください。**
電子申請で申込された方等で、冊子の「申込みのしおり」をお持ちでない方は、大阪市ホームページから必要書類をダウンロード、印刷してください。（https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/）
書類はコピーと記載しているものを除いては原本を送付していただきます。またコピーを送付される場合は契約時に原本を確認させていただきます。（不足書類がある場合は別途ご案内します。）
申込資格については申込日現在で確認できなければなりませんのでご注意ください。
提出された書類にて資格審査を行います。この審査に合格しなければ入居することができませんので、必要書類に不足が生じないように「入居資格審査チェックリスト」をよくご確認ください。
資格審査時にご提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめご承知おきください。
必要書類をご持参いただく場合は次の提出先までお越しください。（１月５日（火）から１月18日（月）※土曜日・日曜日・祝日は除く）。なお、その際はコピーと記載しているものについても原本をご持参ください。
※なるべく郵送での書類提出をお願いいたします。
※各提出書類は、ボールペン又はインクを使用してご記入ください。
（消えるボールペンは使用しないでください。）

（提出先）

〒530－0041
大阪市北区天神橋６丁目４番20号　大阪市立住まい情報センタービル５階
大阪市営住宅募集センター　募集担当　宛

令和９年１月18日（月）必着でご送付ください。

入居手続（契約）

あっせん予定住宅の部屋番号は先にお知らせいたします。
審査に合格された方には、入居の準備が整いましたら契約書類を送付いたします。
契約書類は令和９年２月下旬から５月上旬の間に順次送付（予定）いたします。
契約日時等の詳細は契約書類の送付の際に通知いたします。
電話でのお問い合わせにはお答えできません。
本市の指定する日時・場所で入居手続（契約）を行います。次のものをご用意ください。

① 契約書類（市営住宅入居者調書等）
※必要事項をご記入ください。
※敷金（負担家賃の３か月分）については、お近くの金融機関にて納入期限までに納付してください。
② その他本市が指定する書類

入居資格審査チェックリスト（提出用）

（提出用）
切り取って提出してください。

以下のリストをご確認のうえ、書類をご提出ください。
書類はコピーと記載しているものを除いては原本を提出していただきます。
また、コピーを提出される場合は原則として契約時に原本を確認させていただきます。
大阪市内に居住している（住民登録をしている）方であっても、申込書の記載内容で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」、「住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」の提出が必要です。
住民票の写し、戸籍謄本（全部事項証明書）、住民税課税証明書等の公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は**発行日から３か月以内**のものをご提出ください。
なお、**本チェックリストは審査に必要ですので、提出の際には必ずご記入・同封のうえ送付または持参してください。**

申込区分番号		申込者氏名	

１．全ての方に提出していただくもの

（書類の準備ができましたら□にチェックしてください。）

□ **抽選結果通知票（郵便はがき）※郵送で申し込まれた方**

□ **誓約書（113・114ページの所定の様式に記入日・住所を記載のうえ、署名してください。）**
113・114ページをよくお読みのうえ、ご提出ください。
申込み本人及び同居しようとする者が、大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。

□ **大阪市営住宅入居申込に係る住所等届（115ページの所定の様式〔135ページ記載例参照））**
市営住宅へ入居する予定者全員を記載のうえご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

２．該当する方に送付していただくもの

（該当する項目の必要書類をご準備のうえ、□にチェックしてください。）

□ **配偶者のいない方（単身者向け区分に申込みされた方を含む）※18歳以上の入居者全員**
（必要書類）　戸籍謄本（全部事項証明書）等
※　児童扶養手当を受給されている場合は「児童扶養手当証書」（コピー）も証明になります。
更新中の方は「児童扶養手当受給証明願（原本）」が証明になります。
（その場合は、備考欄に対象の児童数の記入を受けてください。）
「児童扶養手当証書」（コピー）を提出される方は、児童扶養手当受給状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書（129ページの所定の様式）も合わせてご提出ください。

□ **親世帯向け又は子世帯向けに申込みされた方**
（必要書類）　入居しない世帯との親子関係を確認できる戸籍謄本（全部事項証明書等）及び入居しない世帯の住民票の写し

□ **現在婚約中の方**
（必要書類）　婚約証明書（125ページの所定の様式で証人等の証明があるもの）又は式場の予約証明書
※　後日、婚姻届受理証明書等の婚姻を証明する書類を提出していただきます。なお、入居手続（契約）の際には入籍している必要があります。提出期限は別途お知らせします。

□ **障がい者・特別障がい者控除を受けようとする方**
（必要書類）　①　（大阪市在住の方のみ）障がい者手帳交付状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書（127ページの所定の様式）
②　障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳〔認定カード〕・精神障がい者保健福祉手帳等）のコピー
※　認定されている方の氏名・等級・程度・有効期限等を確認できるページのコピーが必要です。

□ **遠隔地扶養親族のある方**
（必要書類）　遠隔地扶養親族の氏名・生年月日が確認できる医療保険者から交付された資格確認書(注)（国民健康保険を除く）のコピー、令和７年分源泉徴収票、又は令和７年分年分確定申告書（控）のコピー
(注)令和２年10月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、**資格確認書のコピーを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の３箇所について、コピーをした後に、マスキング（黒塗り）のうえご提出ください。**

きりとりせん

（裏面もご確認ください。）

□ **大阪市ファミリーシップ制度に基づく証明を受けた方が入居される場合**

（必要書類）① ファミリーシップ宣誓書受領証（コピー）又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本（コピー）
② 戸籍謄本（全部事項証明書）等
③ 大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書
※ 同意書の様式につきましては、当選後、別途ご案内いたします。

※ 宣誓書受領証及び宣誓書の表面部分の氏名欄に通称を用いている場合は、受領印のあるファミリーシップ宣誓書の正本（裏面も含む）のコピーを提出してください。

□ **単身者向けに申込まれた方**

（必要書類）① 単身者向けの申込資格（82ページの②(ｲ)～(ｺ)参照）を満たしている旨を証明する書類
② 単身者入居に関する自活状況申立書（131・132ページの所定の様式に記入のうえ氏名を記載してください。）※

※ 精神障がいがある方は②の申立書の他に、「単身生活に関する調査票（133ページの所定の様式）」をご提出いただくとともに、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市こころの健康センターの認定を受けることが必要になる場合があります。

※ 知的障がいがある方は②の申立書の他に、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課の認定を受ける事が必要となります。

□ **外国籍の方**

（必要書類）在留カード・特別永住者証明書のコピー

□ **令和７年１月２日以降に就職された方**

（必要書類）給与支払証明書（119ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの）

□ **令和７年１月２日以降に開業された方**

（必要書類）事業所得の収支明細書（121ページの所定の様式）及び開業届のコピー

□ **令和７年１月２日以降に転職された方**

（必要書類）① 給与支払証明書（119ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの）又は事業所得の収支明細書（121ページの所定の様式）及び開業届のコピー
② 前勤務先の退職証明書（123ページの所定の様式で前勤務先の証明があるもの）、雇用保険受給資格者証のコピー、廃業届のコピー等からいずれか1つ（退職・廃業年月日が確認できるもの）

□ **令和７年１月１日以降に退職・廃業し、その後現在まで就職・開業していない方**

（必要書類）退職証明書（123ページの所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの）、雇用保険受給資格者証のコピー、廃業届のコピー等からいずれか1つ（退職・廃業年月日が確認できるもの）

※ 退職予定で申込みをされている方は、入居手続（契約）までに提出していただきます。

□ **令和７年１月以降に年金を受け始めた方・年金額に変更がある方**

（必要書類）日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書のコピー

□ **生活保護（生活扶助）を受けておられる方**

（必要書類）生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）

□ **大阪市外に居住し（住民登録をしている）大阪市内に勤務されておられる方**

（必要書類）在職証明書等

□ **令和８年１月１日現在の住所が大阪市外の方（大阪市内の方は不要）**

（必要書類）「令和８年度住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」
住民税課税証明書については、入居予定家族で15歳以上（学生・無職も含む。中学生は除く）の方は、所得の有無にかかわらず必要です。令和８年１月１日に居住していた市区町村の窓口で**「全項目記載」**とお申出のうえ取得してください。生活保護（生活扶助）を受けておられる方は、生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）を提出された場合、住民税課税証明書の提出は不要です。
「個人番号（マイナンバー）提供書」については、本市ホームページからダウンロードまたは市営住宅募集センターにお問い合わせください。（https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/）

□ **現在、大阪市外に居住している（住民登録をしている）方（大阪市内の方は不要）**

（必要書類）「住民票の写し」（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
入居家族全員の続柄が確認できるもの。住民票の写しで、入居予定家族全員の続柄が確認できない場合又は呼び寄せ家族のある場合は、住民票の写しのほかに続柄を証明できる戸籍謄本（全部事項証明書）等が必要です。なお、内縁関係にある方は、住民票の写しの続柄欄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」と記載されていることが必要です。

資格審査時にご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

入居資格審査チェックリスト（ご本人様用控え）

（ご本人様用）
契約時まで保管してください。

以下のリストをご確認のうえ、書類をご提出ください。
書類はコピーと記載しているものを除いては原本を提出していただきます。
また、コピーを提出される場合は原則として契約時に原本を確認させていただきます。
大阪市内に居住している（住民登録をしている）方であっても、申込書の記載内容で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」、「住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」の提出が必要です。
住民票の写し、戸籍謄本（全部事項証明書）、住民税課税証明書等の公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は**発行日から３か月以内**のものをご提出ください。
なお、**本チェックリストは審査に必要ですので、提出の際には必ずご記入・同封のうえ送付または持参してください。**

申込区分番号		申込者氏名	

１．全ての方に提出していただくもの

（書類の準備ができましたら□にチェックしてください。）

□ **抽選結果通知票（郵便はがき）※郵送で申し込まれた方**

□ **誓約書（113・114ページの所定の様式に記入日・住所を記載のうえ、署名してください。）**
113・114ページをよくお読みのうえ、ご提出ください。
申込み本人及び同居しようとする者が、大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。

□ **大阪市営住宅入居申込に係る住所等届（115ページの所定の様式〔135ページ記載例参照））**
市営住宅へ入居する予定者全員を記載のうえご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

２．該当する方に送付していただくもの

（該当する項目の必要書類をご準備のうえ、□にチェックしてください。）

□ **配偶者のいない方（単身者向け区分に申込みされた方を含む）※18歳以上の入居者全員**
（必要書類）　戸籍謄本（全部事項証明書）等
※　児童扶養手当を受給されている場合は「児童扶養手当証書」（コピー）も証明になります。
更新中の方は「児童扶養手当受給証明願（原本）」が証明になります。
（その場合は、備考欄に対象の児童数の記入を受けてください。）
「児童扶養手当証書」（コピー）を提出される方は、児童扶養手当受給状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書（129ページの所定の様式）も合わせてご提出ください。

□ **親世帯向け又は子世帯向けに申込みされた方**
（必要書類）　入居しない世帯との親子関係を確認できる戸籍謄本（全部事項証明書等）及び入居しない世帯の住民票の写し

□ **現在婚約中の方**
（必要書類）　婚約証明書（125ページの所定の様式で証人等の証明があるもの）又は式場の予約証明書
※　後日、婚姻届受理証明書等の婚姻を証明する書類を提出していただきます。なお、入居手続（契約）の際には入籍している必要があります。提出期限は別途お知らせします。

□ **障がい者・特別障がい者控除を受けようとする方**
（必要書類）　①　（大阪市在住の方のみ）障がい者手帳交付状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書（127ページの所定の様式）
②　障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳〔認定カード〕・精神障がい者保健福祉手帳等）のコピー
※　認定されている方の氏名・等級・程度・有効期限等を確認できるページのコピーが必要です。

□ **遠隔地扶養親族のある方**
（必要書類）　遠隔地扶養親族の氏名・生年月日が確認できる医療保険者から交付された資格確認書(注)（国民健康保険を除く）のコピー、令和７年分源泉徴収票、又は令和７年分年分確定申告書（控）のコピー
(注)令和２年10月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、**資格確認書のコピーを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の３箇所について、コピーをした後に、マスキング（黒塗り）のうえご提出ください。**

（裏面もご確認ください。）

□ **大阪市ファミリーシップ制度に基づく証明を受けた方が入居される場合**

（必要書類）① ファミリーシップ宣誓書受領証（コピー）又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本（コピー）
② 戸籍謄本（全部事項証明書）等
③ 大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書
※ 同意書の様式につきましては、当選後、別途ご案内いたします。

※ 宣誓書受領証及び宣誓書の表面部分の氏名欄に通称を用いている場合は、受領印のあるファミリーシップ宣誓書の正本（裏面も含む）のコピーを提出してください。

□ **単身者向けに申込まれた方**

（必要書類）① 単身者向けの申込資格（82ページの②(ｲ)～(ｺ)参照）を満たしている旨を証明する書類
② 単身者入居に関する自活状況申立書（131・132ページの所定の様式に記入のうえ氏名を記載してください。）※

※ 精神障がいがある方は②の申立書の他に、「単身生活に関する調査票（133ページの所定の様式）」をご提出いただくとともに、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市こころの健康センターの認定を受けることが必要になる場合があります。

※ 知的障がいがある方は②の申立書の他に、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課の認定を受ける事が必要となります。

□ **外国籍の方**

（必要書類）在留カード・特別永住者証明書のコピー

□ **令和７年１月２日以降に就職された方**

（必要書類）給与支払証明書（119ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの）

□ **令和７年１月２日以降に開業された方**

（必要書類）事業所得の収支明細書（121ページの所定の様式）及び開業届のコピー

□ **令和７年１月２日以降に転職された方**

（必要書類）① 給与支払証明書（119ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの）又は事業所得の収支明細書（121ページの所定の様式）及び開業届のコピー
② 前勤務先の退職証明書（123ページの所定の様式で前勤務先の証明があるもの）、雇用保険受給資格者証のコピー、廃業届のコピー等からいずれか1つ（退職・廃業年月日が確認できるもの）

□ **令和７年１月１日以降に退職・廃業し、その後現在まで就職・開業していない方**

（必要書類）退職証明書（123ページの所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの）、雇用保険受給資格者証のコピー、廃業届のコピー等からいずれか1つ（退職・廃業年月日が確認できるもの）

※ 退職予定で申込みをされている方は、入居手続（契約）までに提出していただきます。

□ **令和７年１月以降に年金を受け始めた方・年金額に変更がある方**

（必要書類）日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書のコピー

□ **生活保護（生活扶助）を受けておられる方**

（必要書類）生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）

□ **大阪市外に居住し（住民登録をしている）大阪市内に勤務されておられる方**

（必要書類）在職証明書等

□ **令和８年１月１日現在の住所が大阪市外の方（大阪市内の方は不要）**

（必要書類）「令和８年度住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」
住民税課税証明書については、入居予定家族で15歳以上（学生・無職も含む。中学生は除く）の方は、所得の有無にかかわらず必要です。令和８年１月１日に居住していた市区町村の窓口で**「全項目記載」**とお申出のうえ取得してください。生活保護（生活扶助）を受けておられる方は、生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）を提出された場合、住民税課税証明書の提出は不要です。
「個人番号（マイナンバー）提供書」については、本市ホームページからダウンロードまたは市営住宅募集センターにお問い合わせください。（https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/）

□ **現在、大阪市外に居住している（住民登録をしている）方（大阪市内の方は不要）**

（必要書類）「住民票の写し」（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
入居家族全員の続柄が確認できるもの。住民票の写しで、入居予定家族全員の続柄が確認できない場合又は呼び寄せ家族のある場合は、住民票の写しのほかに続柄を証明できる戸籍謄本（全部事項証明書）等が必要です。なお、内縁関係にある方は、住民票の写しの続柄欄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」と記載されていることが必要です。

資格審査時にご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。